

大分県報

令和五年

号外（五〇）

三月三十一日

（金曜日）

目次

教育委員会規則

- 大分県教育委員会行政組織規則の一部改正……………一
大分県教育委員会が保有する個人情報等の保護等に関する規則の制定……………二
学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部改正……………二
教育職員免許状に関する規則の一部改正……………四
大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則等の一部改正……………五
大分県立学校管理規則の一部改正……………六
博物館の登録に関する規則等の一部改正……………七

教育委員会告示

- 口頭により開示請求することができる個人情報の廃止……………一〇

教育委員会訓令甲

- 大分県教育委員会公印規程の一部改正……………一〇
大分県教育庁等事務決裁規程の一部改正……………一〇
大分県教育委員会文書管理規程の一部改正……………一五
大分県教育委員会職員服務規程の一部改正……………一六
大分県教育庁等職員安全衛生管理規程の一部改正……………一六
大分県立学校事務決裁規程の一部改正……………一六
大分県教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程の一部改正……………一八

○教育委員会規則

大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

令和五年三月三十一日

大分県教育委員会規則第二号 大分県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

大分県教育委員会行政組織規則（昭和三十三年大分県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 職制（第十七条―第二十九条）」を

「第三節 新設特別支援学校開校準備室の組織（第十六条の二・第十六条の三）」に改める。

第四節 職制（第十七条―第二十九条）」

第三条の見出し中「及び教育事務所」を「教育事務所及び新設特別支援学校開校準備室」に改め、同条中「及び」を「並びに」に改め、「教育事務所」の下に「及び新設特別支援学校開校準備室」を加える。

第四条第一項の表の特別支援教育課の項中「、新設特別支援学校開校準備班」を削り、同表の社会教育課の項中「生涯学習推進班、社会教育班」を「生涯学習・社会教育推進班、学校・家庭・地域協働推進班」に改める。

第五条第二十四号中「教育事務所」の下に「、新設特別支援学校開校準備室」を加える。

第八条第十号中「及び幼児教育センター」を「幼児教育センター及び新設特別支援学校開校準備室」に改める。

第八条の二十号を次のように改める。

十 新設特別支援学校開校準備室に関する事。

第十号中第十一号を第十二号とし、第三号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 学校、家庭及び地域の連携及び協働の推進に関する事。

第二章第三節を同章第四節とし、同章第二節の次に次の一節を加える。

第三節 新設特別支援学校開校準備室の組織

（名称及び位置）

第十六条の二 新設特別支援学校開校準備室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
教育庁新設特別支援学校開校準備室	大分市

（新設特別支援学校開校準備室の事務）

第十六条の三 新設特別支援学校開校準備室においては、次に掲げる事務を処理する。

大分県報号外（教育委規則）

- 一 公印の管守に関すること。
- 二 文書の收受、発送及び保存に関すること。
- 三 職員の身分、服務、研修及び福利厚生に関すること。
- 四 大分市に新設する新設特別支援学校の開校準備に関すること。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(室長)

第二十一条の二 新設特別支援学校開校準備室に室長を置く。

2 室長は、教育長の命を受け、新設特別支援学校開校準備室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第二十四条に次の一項を加える。

2 第二十一条の二に規定するものを除き、新設特別支援学校開校準備室に室長補佐、主幹及び主査を置き、その職務は、上司の命を受け、室の事務を処理することとする。

第二十八条中「並びに教育事務所」を、「教育事務所並びに新設特別支援学校開校準備室」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則の一部改正)

2 大分県教育委員会が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「教育事務所」の下に、「新設特別支援学校開校準備室」を加える。

大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第三号

大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則

大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等については、教育長が別に定めるもののほか、知事が保有する個人情報情報の保護等に関する規則（令和五年大分県規則第二十八号）の例による。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(大分県教育委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の廃止)

2 大分県教育委員会が保有する個人情報情報の保護等に関する規則（平成十四年大分県教育委員会規則第十二号）は、廃止する。

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第四号

学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

（学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正）

第一条 学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（昭和三十二年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号及び第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号中「再任用職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された職員をいう。第三項第二号において同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第三項第二号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条の二第一号及び第二号、第十条の二の二第七項及び第十項並びに第十条の二の四第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正）

第二条 技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（平成十六年大分県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料月額）

第四条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額に、職員

の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号。以下「職員勤務時間条例」という。）第十五条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額又は学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和三十三年大分県条例第二十四号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）第十三条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第四条の二第一項中「職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和二十六年大分県条例第三十五号。以下「職員勤務時間条例」という。）」を「職員勤務時間条例」に、「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和三十三年大分県条例第二十四号。以下「学校職員勤務時間条例」という。）」を「学校職員勤務時間条例」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。
 第七条第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。
 附則第三項を次のように改める。
 （給与の減額の特例）

3 当分の間、職員が六十三歳に達した日後における最初の四月一日以後の給料月額についての経過措置は、職員の給与に関する条例附則第三十七項及び第三十八項に定める経過措置の例による。
 附則第四項を削る。

別表第一中「再任用職員以外の職員」を「定年前再任用短時間勤務職員以外の職員」に

再任用職員	246,600	を
定年前再任用短時間勤務職員	246,600	に改める。

（指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則の一部改正）

第三条 指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則（平成二十年大分県教育委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二條の四第一項」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年大分県条例第二十七号。以下「改正条例」という。）附則第十一項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、第一条の規定による改正後の学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例の施行規則（以下「新学校職員勤務時間規則」という。）第三条第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員勤務時間規則第四条第一項第二号及び第三項第二号の規定を適用する。

3 前項に規定するもののほか、改正条例附則第二十四項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、前項の定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新学校職員勤務時間規則第三条第一号及び第二号、第四条第一項第一号、第四条の二第一号及び第二号、第十条の二の二第七項及び第十項並びに第十条の二の四第二項の規定を適用する。

（技能労務職員の給与及び旅費に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

4 暫定再任用職員（暫定再任用短時間勤務職員を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が第二条の規定による改正後の技能労務職員の給与及び旅費に関する規則（以下「新技能労務職員規則」という。）第四条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この項から附則第六項までにおいて「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合に適用される新技能労務職員規則別表第一の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額とする。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新技能労務職員規則第七条第二項の規定を適用する。

6 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新技能労務職員規則第四条の規定を適用する。

7 附則第四項から前項までに規定するもののほか、暫定再任用職員の給与及び旅費に關し必要な経過措置は、教育委員会が別に定める。

8 (指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則の一部改正に伴う経過措置)
 暫定再任用短時間勤務職員は、第三条の規定による改正後の指導が不適切な教員の認定等の手続に関する規則（以下「新指導手続規則」という。）第二条第一項に規定する地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなして、新指導手続規則第二条第一項の規定を適用する。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第五号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和三十七年大分県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 単位修得基準（第三条）
- 第三章 単位の通減（第四条・第四条の二）
- 第四章 臨時免許状（第五条―第七条）
- 第五章 教科の基準（第八条・第九条）
- 第六章 申請の手続（第十条―第二十二条の二）
- 第七章 雑則（第二十三条―第三十七条）

附則
 第二十七条及び第二十八条を次のように改める。

第二十七条及び第二十八条 削除

第三十六条の次に次の一条を加える。

（手数料）

第三十七条 免許状の授与、新教育領域の追加の定め、免許状の書換え若しくは再交付、教育職員検定又は免許状の授与証明書の交付を受けようとする者は、申請書に大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）に定める額の大分県収入証紙を貼付して大分県教育委員会に提出しなければならない。ただし、大分県収入証紙取扱規則（昭和五十年大分県規則第十九号）第一条の二各号のいずれかに該当する場合において

は、この限りでない。
 第一号様式中「~~管~~」を削る。
 第十五号様式を次のように改める。
 ※「及び」（五）を削る。

第15号様式 (第36条関係)

教育職員免許状授与証明書交付申請書

大分県教育委員会 殿

年 月 日

都・道・府・県

本 籍 地
現 住 所
連 絡 先
(ふりがな)
氏 名
(旧 姓)
(通 称 名)
生 年 月 日

下記の教育職員免許状授与証明書を交付していただきますよう申請します。

記

免許状の種類	教科又は特別支援教育領域	番	号授与年月日	免許状記載の氏名	免許状記載の本籍地	必要枚数
				(旧姓) (通称名)		枚
				(旧姓) (通称名)		枚
				(旧姓) (通称名)		枚
				(旧姓) (通称名)		枚
				(旧姓) (通称名)		枚

備考

- 1 証明書の交付は、大分県教育委員会が授与した免許状に限り行う。
- 2 免許状の番号及び授与年月日が不明な場合は、空欄とすること。
- 3 枠内の旧姓及び通称名は、免許状に併記されている場合のみ記入すること。
- 4 手数料は、証明書1枚につき要する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の教育職員免許状に関する規則に規定する様式の用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第六号

大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則等の一部を

改正する規則

(大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則の一部改正)

第一条 大分県教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の管理に関する規則(令和二年大分県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「各教育事務所長」の下に、「新設特別支援学校開校準備室長」を加える。

第二十条中第八号を第十号とし、第七号を削り、第六号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 医療的ケア看護職員

第二十条中第五号を第七号とし、第二号から第四号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 教育に係る専門スタッフの指導、助言等の業務に従事する者

三 人材育成に係る事業のマネジメント又はコーディネートの業務に従事する者

第二十五条第一項中「九の項及び十の項」を「十二の項及び十三の項」に改め、同条第二項中「九の項及び十の項」を「六の項及び七の項」に、「十一の項」を「八の項」に、「十二の項」を「九の項」に改め、同条第三項及び第四項中「九の項及び十の項」を「十二の項及び十三の項」に、「七の項、九の項及び十の項」を「四の項、六の項及び七の項」に改める。

第三十四条第二項の表の第二條第一項の項中「各教育事務所長」の下に、「新設特別支

援学校開校準備室長」を加える。

別表第二中十一の項を十四の項とし、同表の十の項中「八の項」を「五の項」に改め、同項を同表の十三の項とし、同表中九の項を十二の項とし、八の項を十一の項とし、同表の七の項中「女性の会計年度任用職員（以下「女性職員」という。）」を「女性職員」に改め、同項を同表の十の項とし、同表の六の項の次に次の三項を加える。

<p>七 妊娠中又は出産後一年以内の女性の会計年度任用職員（以下「女性職員」という。）が、母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>妊娠満二十三週まで四週間に一回、満二十四週から満三十五週まで二週間に一回、満三十六週から分べんまで一週間に一回、産後一年までその間に一回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、一回につき一日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間</p>
<p>八 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合</p>	<p>その都度必要と認める時間</p>
<p>九 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合</p>	<p>第二十二條第四項の規定により割り振られた勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間</p>

別表第三中四の項から六の項までを削り、七の項を四の項とし、八の項から十二の項までを三項ずつ繰り上げる。

（大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則の一部改正）

第二条 大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則（令和二年大分県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「各教育事務所長」の下に、「新設特別支援学校開校準備室長」を加える。

第十条第一項中「九の項から十一の項まで」を「十二の項から十四の項まで」に改め、同条第二項中「十の項」を「七の項」に改め、同条第三項及び第四項中「九の項から十一の項まで」を「十二の項から十四の項まで」に、「七の項及び十の項」を「四の項及び七

の項」に改める。

第十七條第二項の表の第二條第一項の項中「各教育事務所長」の下に、「新設特別支援学校開校準備室長」を加える。

別表第一中十二の項を十五の項とし、同表の十一の項中「（昭和四十年法律第四百一十一号）」を削り、同項を同表の十四の項とし、同表の十の項中「八の項」を「五の項」に改め、同項を同表の十三の項とし、同表中九の項を十二の項とし、八の項を十一の項とし、同表の七の項中「女性の臨時的任用職員（以下「女性職員」という。）」を「女性職員」に改め、同項を同表の十の項とし、同表の六の項の次に次の三項を加える。

<p>七 妊娠中又は出産後一年以内の女性の臨時的任用職員（以下「女性職員」という。）が、母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査を受ける場合</p>	<p>妊娠満二十三週まで四週間に一回、満二十四週から満三十五週まで二週間に一回、満三十六週から分べんまで一週間に一回、産後一年までその間に一回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、一回につき一日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間</p>
<p>八 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合</p>	<p>その都度必要と認める時間</p>
<p>九 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合</p>	<p>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、一日を通じて一時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間</p>

別表第二中四の項から六の項までを削り、七の項を四の項とし、八の項を五の項とし、同表の九の項中「十の項」を「七の項」に改め、同項を同表の六の項とし、同表中十の項を七の項とする。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第七号

大分県立学校管理規則の一部を改正する規則

大分県立学校管理規則（昭和四十二年大分県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項及び第二項中「主査」の下に「専門員」を加え、同条第四項中「及び主査」を「主査及び専門員」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第八号

博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則

（博物館の登録に関する規則の一部改正）

第一条 博物館の登録に関する規則（昭和五十二年大分県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十六条」を「第二十二条」に改める。

第二条から第六条までを次のように改める。

（登録申請書等）

第二条 法第十一条の規定による大分県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の登録を受けようとする者は、博物館登録申請書（第一号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 法第十二条第二項第二号に規定する書類は、次のとおりとする。

- 一 博物館の設置者が地方公共団体である場合にあつては、当該博物館の設置条例の写し
- 二 博物館の設置者が地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書
- 三 博物館の設置者が前二号に規定する法人以外の法人（国及び独立行政法人（独立行

政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）を除く。）である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 当該法人の登記事項証明書

ロ 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証する収支計画等

ハ 博物館の設置者である法人が民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けたもの（当該手続開始決定に係る再生手続又は更生手続が終了しているものを除く。）でないことを誓約する書面

ニ 博物館の運営を担当する役員を経歴を記載した書類

ホ 法人又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第二号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないことを誓約する書面

四 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を示す書類並びに当該方針の公表方法を示す書類

五 博物館資料の収集及び管理の方針を示す書類

六 博物館資料の目録

七 展示、調査研究及び学習機会の提供等の事業の計画又は実績を示す書類

八 職員に対する研修の実施計画又は実績を示す書類

九 博物館の事業に関する収支計画を示す書類

十 館長の氏名、職務内容及び経歴を記載した書類

十一 学芸員の氏名、職務内容及び経歴を記載した書類

十二 館長及び学芸員以外の職員の名簿及び職務の分担を記載した書類

十三 組織図等の博物館の運営を行う組織の態様を示す書類

十四 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面

十五 博物館の事業に用いる建物及び土地について所有権その他の使用の権原を有する

令和五年三月三十一日

大分県報号外（教育委規則）

か、又はこれを確実に取得することができること並びに当該権原に係る条件等を証する書類

十六 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していることを示す書類

十七 博物館の規模等に応じ利用者の安全及び利便性に配慮した施設及び設備を有していること並びに対応がなされていることを示す書類

十八 高齢者等博物館の利用に困難を有する者の円滑な利用に配慮した施設及び設備を有していること並びに対応がなされていることを示す書類

十九 その他教育長が必要と認める書類

（登録に係る博物館の体制、職員並びに施設及び配置に関する基準）

第三条 法第十三条第一項第三号から第五号までの教育委員会の定める基準は、教育長が別に定める。

（登録原簿）

第四条 法第十四条第一項の博物館登録原簿は、第二号様式によるものとする。

（変更の届出）

第五条 法第十五条第一項の規定による変更の届出は、変更する日の十五日前までに、博物館登録事項変更届（第三号様式）を教育委員会に提出するものとする。

（教育委員会への定期報告）

第六条 法第十六条の規定による博物館の運営の状況に係る定期報告は、教育長が別に定めるところによりしなければならない。

第七条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「第十二条」を「第十一条」に改め、同条第二号中「第十三条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条第三号中「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第四号中「第十五条第二項」を「第二十条第二項」に、「まつ消」を「抹消」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。

（廃止の届出）

第七条 法第二十条第一項の規定による廃止の届出は、廃止の日から二十日以内に、博物館廃止届（第四号様式）を教育委員会に提出するものとする。

（委任）

第九条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

（表）

博物館登録申請書

年 月 日

大分県教育委員会 殿

住所
名称
代表者氏名

博物館法第12条の規定により、下記のとおり登録を申請します。

記

設置者の名称	設置者の住所	博物館の名称	博物館の所在地

注 添付書類については、裏面をご覧ください。

(裏)

この申請書を提出する際は、以下の書類を添付してください。

- 1 館則の写し
- 2 博物館の設置者が地方公共団体である場合にあつては、当該博物館の設置条例の写し
- 3 博物館の設置者が地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。)である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書
- 4 博物館の設置者が前二号に規定する法人以外の法人(国及び独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第108号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)を除く。)である場合にあつては、次に掲げる書類
 - (1) 当該法人の登記事項証明書
 - (2) 博物館の運営を安定的かつ継続的に実施するための経済的基礎を有することを証する収支計画等
 - (3) 博物館の設置者である法人が民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の決定を受けたもの(当該手続開始決定に係る再生手続又は更生手続が終了しているものを除く。)でないことを誓約する書面
 - (4) 博物館の運営を担当する役員の実務を記載した書類
 - (5) 法人又はその役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないことを誓約する書面
- 5 博物館資料の収集、保管及び展示(インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。以下同じ。)並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を示す書類並びに当該方針の公表方法を示す書類
- 6 博物館資料の収集及び管理の方針を示す書類
- 7 博物館資料の目録
- 8 展示、調査研究及び学習機会の提供等の事業の計画又は実績を示す書類
- 9 職員に対する研修の実施計画又は実績を示す書類
- 10 博物館の事業に関する収支計画を示す書類
- 11 館長の氏名、職務内容及び経歴を記載した書類
- 12 学芸員の氏名、職務内容及び経歴を記載した書類
- 13 館長及び学芸員以外の職員の名簿及び職務の分担を記載した書類
- 14 組織図等の博物館の運営を行う組織の態様を示す書類
- 15 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面
- 16 博物館の事業に用いる建物及び土地について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取得することができること並びに当該権原に係る条件等を証する書類
- 17 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していることを示す書類
- 18 博物館の規模等に応じ利用者の安全及び利便性に配慮した施設及び設備を有していること並びに対応がなされていることを示す書類
- 19 高齢者等博物館の利用に困難を有する者の円滑な利用に配慮した施設及び設備を有していること並びに対応がなされていることを示す書類
- 20 その他教育長が必要と認める書類

第2号様式(第4条関係)

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更	登録変更
	年月日	年月日		
設置者の名称及び住所	記号番号	第号		
博物館の名称				
博物館の所在地				
備考				

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4判とする。

第三号様式を削る。

第四号様式中「第4号様式(第5条関係)」を「第3号様式(第5条関係)」とし、「博物館登録事項変更届」を「博物館登録事項変更届」と、「第13条第1項」を「第15条第1項」に改め、同様式を第三号様式とする。

第五号様式中「第5号様式(第6条関係)」を「第4号様式(第7条関係)」に、「第15条第1項」を「第20条第1項」に改め、「(私立博物館の認可)」を削り、同様式を第四号様式とする。

(大分県立歴史博物館管理規則の一部改正)

第二条 大分県立歴史博物館管理規則(昭和五十六年大分県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「民俗資料等」の下に「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。を含む。)」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 歴史資料等に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

第五条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 歴史資料等の修復その他保存に関すること。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に規定する様式の用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第三号

口頭により開示請求することができる個人情報(平成十四年大分県教育委員会告示第八号)は、廃止する。

令和五年三月三十一日

附則

大分県教育委員会

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

○教育委員会訓令甲

大分県教育委員会訓令甲第三号

教育機関

大分県教育委員会公印規程(昭和四十年大分県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大分県教育委員会

第一条及び第五条第一項中「教育事務所」の下に、「新設特別支援学校開校準備室」を加える。

別表の大分県教育庁教育事務所長印の項の次に次のように加える。

大分県教育庁新設特別支援学校開校準備室長印	〃	〃	〃	〃	新設特別支援学校開校準備室長
-----------------------	---	---	---	---	----------------

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第四号

教育機関

大分県教育庁等事務決裁規程(昭和四十四年大分県教育委員会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大分県教育委員会

第一条中「教育事務所」の下に、「新設特別支援学校開校準備室」を加える。

第二条第六号中「教育事務所」の下に、「組織規則第十六条の二に規定する新設特別支援学校開校準備室」を加える。

別表第一の十一の項を次のように改める。

<p>用停止をしない旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を通知すること。</p>	<p>課長</p>
<p>二十一 法第百二条第二項の規定に基づき、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止決定等を行う期間を延長し、利用停止請求者に対し、延長後の期間及びその理由を通知すること。</p>	<p>課長</p>
<p>二十二 法第百三条の規定に基づき、利用停止決定等を行う期間を延長し、利用停止請求者に対し、その理由及び利用停止決定等をする期限を通知すること。</p>	<p>課長</p>
<p>二十三 法第百五条第三項の規定により読み替えて準用する同条第一項に基づき、大分県情報公開・個人情報保護審査会（以下この項において「審査会」という。）に諮問すること。</p>	<p>課長</p>
<p>二十四 法第百五条第三項において準用する同条第二項に基づき、審査請求人等に対し、審査会に諮問した旨を通知すること。</p>	<p>課長</p>
<p>二十五 法第百七条第一項において準用する法第八十六条第三項の規定に基づき、開示決定について審査請求をした第三者に対し、裁決をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を通知すること。</p>	<p>課長</p>
<p>二十六 法第百十一条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者から当該事業に関する提案を募集すること。</p>	<p>課長</p>
<p>二十七 法第百十四条第二項又は第三項（法第百十八条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報を事業の用に供する提案をした者に対し、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨等又はできない旨等を通知すること。</p>	<p>課長</p>
<p>二十八 法第百十五条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結すること。</p>	<p>課長</p>
<p>二十九 法第百十六条の規定に基づき、行政機関等匿名加工</p>	<p>課長</p>
<p>三十 法第百二十条の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除すること。</p>	<p>課長</p>
<p>三十一 法第百二十三条第一項の規定に基づき、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示すること。</p>	<p>課長</p>
<p>三十二 法第百二十八条の規定に基づき、苦情を処理すること。</p>	<p>課長</p>
<p>三十三 法第百五十九条の規定に基づき、個人情報保護委員会の勧告に基づいてとつた措置について、同委員会に報告すること。</p>	<p>課長</p>
<p>三十四 施行令第四十条第一項の規定に基づき、同項に規定する検査等事務を職員にさせること。</p>	<p>課長</p>
<p>三十五 施行令第四十条第三項の規定に基づき、前号の検査等事務を行った結果について事業所管大臣又は金融庁長官を経由して個人情報保護委員会に報告すること。</p>	<p>課長</p>
<p>三十六 条例第五条第二項の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報の開示決定等を行う期間を延長し、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を通知すること。</p>	<p>課長</p>
<p>三十七 条例第六条の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報の開示決定等を行う期間を延長し、開示請求者に対し、延長の理由及び残りの保有個人情報について開示決定等をする期限を通知すること。</p>	<p>課長</p>
<p>三十八 条例第八条第三項の規定に基づき、審査会に諮問すること。</p>	<p>教育長</p>
<p>三十九 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（令和五年大分県規則第二十八号）第十条ただし書の規定の例により、電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示を磁気ディスク等に複写したものを交付する方法により行うことを適当と認めること。</p>	<p>課長</p>

別表第一中十二の項を削り、十三の項を十二の項とし、十四の項から二十六の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二の教育人事課の部の二十八の項中「教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）を「改正法」、教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）を「施行規則」、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）を「改正省令」を「教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律（令和四年法律第四十号）附則第十一条による改正前の教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十八号）を「旧平成十九年改正法」に改め、同項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十四号までを二号ずつ繰り上げ、第十五号から第十七号までを削り、同項第十八号中「改正法」を「旧平成十九年改正法」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十九号を同項第十四号とし、同部の二十九の項中「教育職員免許法施行規則」の下に「（昭和二十九年文部省令第二十六号）」を加える。

別表第二の文化課の部の三の項を次のように改める。

事	項	決裁権者
三 博物館に関する事務	一 法第十三条及び第十四条の規定に基づき、博物館の登録をし、申請者に通知すること。 二 法第十三条第三項（法第十八条第三項及び第十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、博物館に關し学識経験を有する者の意見を聴くこと。 三 法第十五条の規定に基づき、登録事項の変更の届出を受理し、変更登録をするとともに、その旨を公表すること。 四 法第十六条の規定に基づき、定期報告を受け受理すること。 五 法第十七条の規定に基づき、博物館の設置者に運営状況に關し報告又は資料の提出を求めること。 六 法第十八条第一項の規定に基づき、博物館の設置者に必要な措置をとるべきことを勧告すること。 七 法第十八条第二項の規定に基づき、博物館の設置者に同条第一項の規定による勧告に係る措置をとるべきこと	教育長 教育長 班総括 班総括 課長 課長 教育長

を命ずること。

八 法第十九条の規定に基づき、博物館の登録を取り消し、当該博物館の設置者に通知すること。	教育長
九 法第二十条の規定に基づき、博物館の廃止の届出を受け、登録を抹消するとともに、その旨を公表すること。	課長
十 法第二十九条第一項及び第二項の規定に基づき、私立博物館に必要な報告を求め、及び指導助言を行うこと。	課長
十一 法第三十一条第一項から第三項までの規定に基づき、博物館に相当する施設として指定し、又は指定を取り消すとともに、その旨を公表すること。	教育長
十二 法第三十一条第四項の規定に基づき、博物館に相当する施設に指導助言を行うこと。	課長
十三 規則第二十六条の規定に基づき、博物館に相当する施設に対し必要な報告を求めること。	課長

別表第三の一の部の一の項を次のように改める。

事	項	決裁権者
一 個人情報に関する法律（以下この項中「法」という。）に關する事務	一 法第六十八条第二項の規定に基づき、本人に対し、個人情報保護の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態が生じた旨を通知すること。 二 法第七十条の規定に基づき、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めること。 三 法第七十二条の規定に基づき、個人情報提供を受ける第三者に対し、提供に係る個人情報提供の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めること。 四 法第七十五条第一項の規定に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表のため県政情報課に送付すること（施行令第二十一条第三項の規定に基づき、当該個人情報ファイル簿を修正する場合及び同条第四項の規定に基づ	所（館）長 所（館）長 所（館）長 所（館）長 所（館）長

<p>一 新設特別支援学校の開校</p>	
<p>事 項</p> <p>一 校訓や教育目標などの学校基本構想を策定すること。</p> <p>二 教育課程の編成に関すること。</p>	<p>工情報を作成すること。</p> <p>二十五 法第二十條の規定に基づき、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を解除すること。</p> <p>二十六 法第二十三條第一項の規定に基づき、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示すること。</p> <p>二十七 法第二十八條の規定に基づき、苦情を処理すること。</p> <p>二十八 条例第五條第二項の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報の開示決定等を行う期間を延長し、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を通知すること。</p> <p>二十九 条例第六條の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報の開示決定等を行う期間を延長し、開示請求者に対し、延長の理由及び残りの保有個人情報について開示決定等をする期限を通知すること。</p> <p>三十 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則第十條ただし書の規定の例により、電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示を磁気ディスク等に複製したものを交付する方法により行うことを適当と認めること。</p>
<p>室長</p>	<p>長 所(館)</p> <p>長 所(館)</p> <p>長 所(館)</p> <p>長 所(館)</p> <p>長 所(館)</p> <p>長 所(館)</p> <p>長 所(館)</p> <p>長 所(館)</p>

別表第四の教育事務所の部の次に次のように加える。

- 一 新設特別支援学校開校準備室
- 一 室長の権限に属する事項

<p>準備に関する事務</p>	<p>三 制服や校歌などの学校生活基本構想を策定すること。</p> <p>四 学校内規の作成に関すること。</p> <p>五 地域や関係校に協力を依頼すること。</p> <p>六 学校説明会の実施に関すること。</p>	<p>室長</p> <p>室長</p> <p>室長</p> <p>室長</p>
-----------------	---	---

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

大分県教育委員会訓令甲第五号

教育 教育 機関

大分県教育委員会文書管理規程(平成二十一年大分県教育委員会訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大分県教育委員会

第一条中「及び教育事務所」を「教育事務所及び新設特別支援学校開校準備室」に改める。

第二条第九号中「教育事務所」の下に「組織規則第十六條の二に規定する新設特別支援学校開校準備室」を加え、同條第十一号中「規定する所長」の下に「組織規則第二十一條の二に規定する室長」を加える。

第三条第三項中「大分県個人情報保護条例(平成十三年大分県条例第四十五号。以下「個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」に改める。

第七條第三項中「各教育事務所」の下に「新設特別支援学校開校準備室」を加える。

第十條中「先哲資料館」を「新設特別支援学校開校準備室、先哲史料館」に改める。

第二十五條第一項中「各教育事務所」の下に「新設特別支援学校開校準備室」を加える。

第四十六條第一項中「先哲資料館」を「新設特別支援学校開校準備室、先哲史料館」に改める。

第八十一條第五号中「個人情報保護条例第十四條」を「個人情報保護法第七十六條第一項」に、「個人情報保護条例第二十三條」を「個人情報保護法第九十條第一項」に、「個人情報保護条例第二十六條」を「個人情報保護法第九十八條第一項」に、「利用停止等請求」

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

	<p>と。</p> <p>二十八 条例第五条第二項の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報の開示決定等を行う期間を延長し、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を通知すること。</p> <p>二十九 条例第六条の規定に基づき、開示請求に係る保有個人情報の開示決定等を行う期間を延長し、開示請求者に対し、延長の理由及び残りの保有個人情報について開示決定等をする期限を通知すること。</p> <p>三十 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（令和五年大分県規則第二十八号）第十条ただし書の規定の例により、電磁的記録に記録されている保有個人情報の開示を磁気ディスク等に複製したものを交付する方法により行うことを適当と認めること。</p>	<p>校長</p> <p>校長</p> <p>校長</p>
--	--	-------------------------------

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

○教育長訓令甲

大分県教育委員会教育長訓令甲第一号

教 育 事 務 所
 新設特別支援学校開校準備室
 教 育 機 関

大分県教育委員会教育長の権限に属する事務の一部を委任する規程（昭和四十四年大分県教育委員会教育長訓令第一号）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

大 分 県 教 育 委 員 会 教 育 長

第二条第一項中「教育事務所の長」の下に、「同規則第十六条の二に定める新設特別支援学校開校準備室の長（以下「新設特別支援学校開校準備室の長」という。）」を加え、「第三十条」を「同規則第三十条」に改め、「別表第一」の下に「（新設特別支援学校開校準備室の長にあつては、三の項に掲げる事務を除く。）」を加える。

附則